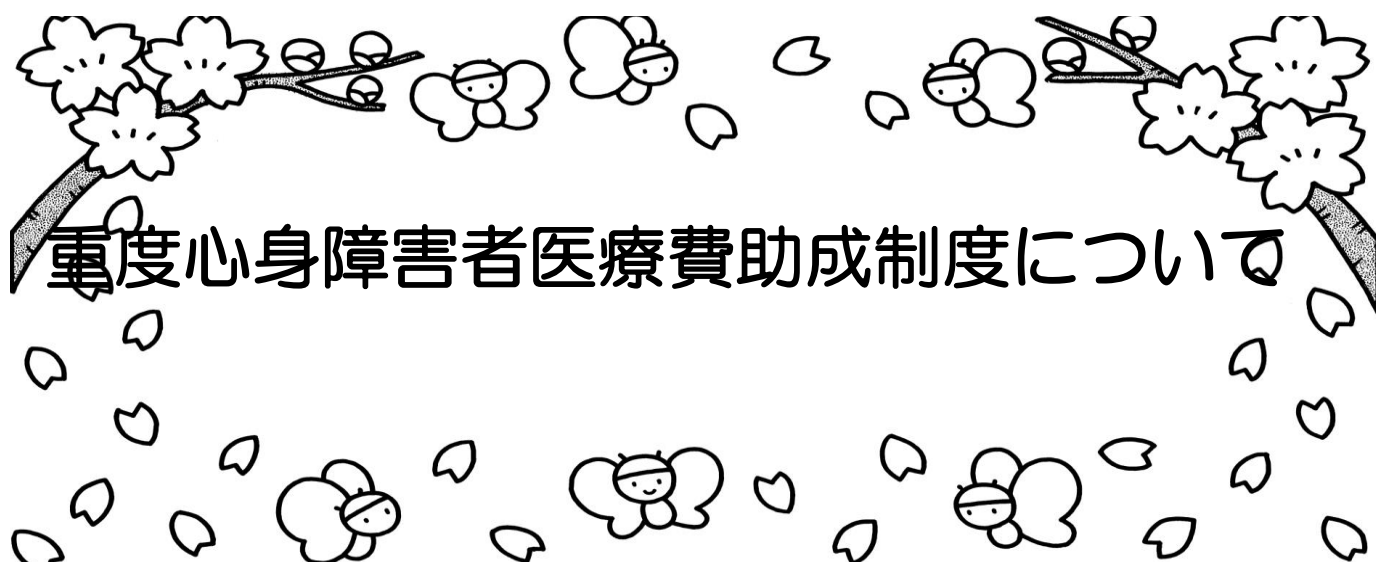




重度心身障害者医療費助成制度について

対象者

身体障害者手帳 1～3級所持者 又は療育手帳 (A) A (B)

※所得制限があります。

利用方法

【広島県内の医療機関で診療を受ける場合】

マイナ保険証等と一緒に受給者証を窓口提示いただき、1つの医療機関ごとに1日200円を限度で支払ってください。

＊1カ月に同じ医療機関に受診される場合は、通院5日、入院15日以降の支払いは必要ありません。

【広島県外の医療機関で診療を受ける場合】

受給者証が使用できませんので、後日福祉課から医療費の差額を支給します。

領収証・印かん・通帳をお持ちのうえ役場福祉課または各支所町民課まで申請してください。

毎年7月に受給者証を更新します。対象者には、受給者証を送付します。

また、審査の結果、手続きが必要な方へは申請書等を送付しますので、

お問い合わせ先

神石高原町役場 福祉課 医療係
〒720-1522 神石高原町小畠1701番地
電話：0847-89-3320